

農林漁業施設資金(資本性資金)の概要

【自己資本の増強を図るために必要な資金の貸付】

農林漁業分野の新規分野へのチャレンジ等に取り組もうとする農林漁業法人に対して、民間金融機関からの資金調達を円滑にするため、自己資本とみなすことができる資本性資金(劣後ローン)を(株)日本政策金融公庫が融資します。

1. 借入対象者

農林漁業者(原則正常先の法人)()

新規分野へのチャレンジ等に取り組む法人に限定されます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- 農業施設、林業施設及び水産施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- ・農舎、農産物処理加工施設等の改良、造成又は取得
 - ・素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工施設等の改良、造成又は取得
 - ・漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設等の改良、造成又は取得
- に掲げる施設の改良、造成又は取得に関連して必要となる資金

(2) 借入限度額：負担額の80%又は1億円のいずれか低い額

(3) 借入金利：毎年度の事業実績に基づく成功判定の結果に応じて次の3区分の利率が適用されます。

成功判定(高)：4.90%

成功判定(中)：2.65%

成功判定(低)：0.40%

(4) 償還期限：18年(うち据置期間8年)

(5) その他：本借入は、無担保・無保証人によるもので、金融検査上一部を自己資本とみなすことができます。

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄公庫)

[担当課：経営局金融調整課(03-6744-2166(直))]